

【改正経緯と概要】

1. 本部及び各支部(一部除く)ともに総会は隔年実施としているところ、環友会は発足して間もないことから、総会を毎年実施してきた。
しかしながら、今回の総会で8回を迎え、活動も安定したことから、総会の開催を毎年から隔年に変更し、総会が開催されない年における会の運営方法を、本部と同様に役員会にて承認された事業計画案及び予算案に沿って執行、支出する内容へ改正する。
2. 現在、環友会の総会には「決議」そのものがない。一方、本部及び各支部ではコロナウイルス感染症の関係で対面総会が開催できない場合を想定し、書面による決議を検討している。
環友会においても、総会の構成員を役員及び評議員とするとともに、総会に決議及び決議要件付与し、議決権を有する者を評議員とする。また、対面で総会が開催できない場合は書面にて決議する内容へ改正する。
3. 今までの環友会活動実態等に合わせ会則を改正する。

【改正内容】

1. 総会を毎年から隔年に変更、総会を開催しない年における運営について

①総会を毎年から隔年に変更

(改正前)第10条 総会は年に1回開催する。総会は、本支部会員をもって構成する。

↓

(改正後)第10条 総会は隔年に1回開催する。総会は、本支部会員をもって構成する。

②総会が開催されない年の運営方法

(改正後)第10条2. 総会が開催されない年度については、役員会にて承認された事業計画案及び予算案に沿って執行、支出するものとする。

2. 総会の構成員、決議及び決議要件を付与、議決権を有する者、書面決議について

①総会の構成員

(改正前)第10条 総会は年に1回開催する。総会は、本支部会員をもって構成する。

↓

(改正後)第10条 総会は隔年に1回開催する。総会は、役員及び本支部評議員をもって構成する。

②総会に決議及び決議要件の付与、議決権を有する者

(改正前)第10条(1) 総会は、役員を選任、会則の改廃及び本会の運営に関する重要事項を審議する。

↓

(改正後)第10条(1) 総会は、役員を選任、会則の改廃及び本会の運営に関する重要事項を審議し、出席した評議員の過半数以上の賛成をもって決議する。なお、可否同数の場合は会長の決するところによる。

③本支部評議員

附則に次の内容を記載する。

「なお、第10条の「本支部評議員」とは、湖風会会則第8条第5項にて湖風会が指名し委任した評議員のうち本支部に属する者(役員を除く)をいう。」

④対面にて総会が開催できない場合における書面決議

(改正後)第10条(3) 会長が対面による総会の開催ができないと判断した場合は、書面決議をもって議決することができる。

3. 活動実態等にあわせた会則の改正について

①通称の記載

(改正前)第1条 本会は滋賀県立大学同窓会湖風会環境科学部支部と称する。

↓

(改正後)第1条 本会は滋賀県立大学同窓会湖風会環境科学部支部(通称:環友会)と称する。

②事務局の場所の特定

(改正前)第3条 本会の事務局は、滋賀県立大学内に置く。

↓

(改正後)第3条 本会の事務局は、滋賀県立大学湖風会館内に置く。

③特別会員

(改正前)第5条(3) 特別会員

湖風会特別会員のうち滋賀県立短期大学農学科、農業土木学科、農業経済学科、建築学科、滋賀県立大学環境科学部の教職員(退職者を含む)

↓

(改正後)第5条(3) 特別会員

正会員に関係のある教職員(退職者を含む)

④役員の選出又は委嘱を第1項に記載

(改正前)第7条

↓

(改正後)第7条 第6条に規定する役員の選出又は委嘱については、次のとおりとする。

⑤役員の職務を第1項に記載

(改正前)第8条

↓

(改正後)第8条 第6条に規定する役員の職務については、次のとおりとする。

⑥会計及び監査の職務内容を記載

(改正後)第8条(4) 会計は、会計業務を行う。

(改正後)第8条(5) 監査は、会計報告に対する監査を行う。

4. 役員任期の延長

附則により令和3・4年度役員任期を1年延長し、次回総会までの令和5年度までとする。

	R3	R4(今回)	R5	R6(次回)	R7	R8(次々回)	R9
現行総会	○	○	○	○	○	○	○
現行改選	□		□		□		□
改正総会		改正決議		●		●	
改正改選		改正決議		■		■	

任期  1年延長

(参考) 会則改正後の環友会総会は、本部総会と交互の開催となります。

	R3	R4(今回)	R5	R6(次回)	R7	R8(次々回)	R9
総会	本部 環友会	環友会	本部	環友会	本部	環友会	本部